

原賠機構：賠償手続全体の「道しるべ」

1. 専門家チームによる巡回相談の実施（「訪問相談チーム」の派遣）

- ・ 弁護士、行政書士等で構成された「訪問相談チーム」を構成（約20チーム・100人規模の体制）。
- ・ 地元自治体等と連携を図りつつ、被害者の避難先を巡回し、賠償請求に関する説明会及び対面相談を10月31日から開始（土日祝日を含む）。
- ・ チーム派遣に関するお問い合わせ先
原子力損害賠償支援機構 福島仮事務所 024-953-6222（個別の対面相談の事前予約受付の電話番号は決定次第公表予定）

2. 電話相談等の実施（機構本部）

- ・ 行政書士等による被害者からの賠償請求に関する無料の情報提供を実施
受付時間：10時～17時（土日祝日含む。年末年始を除く）
電話番号：0120-01-3814（フリーダイヤル）
- ・ 弁護士による対面相談を実施（事前予約制・1回1時間以内）
実施日時：毎週月・水曜日 10時～18時（最終受付17時）
予約電話番号：0120-01-3814（土日祝日含む。年末年始を除く）

3. 福島事務所（相談窓口）の設置

- ・ 10月25日、福島県郡山市に福島仮事務所を設置
- ・ 11月中に本事務所を設置し、専門家（弁護士、行政書士）等による被害者からの賠償請求に関する無料の対面相談を開始予定（土日祝日を含む）。

